

第四次栃木県L Pガス料金激変緩和対策事業 とちLP割(第4弾)のご案内

栃木県内でL Pガスを利用している一般家庭等の皆様へ

第四次栃木県L Pガス料金激変緩和対策事業とは

栃木県内の約6割、約56万世帯などが利用しているL Pガス料金が高騰していることから、一般家庭等の負担軽減を目的として、栃木県補助事業により実施します。

栃木県内でL Pガスを消費する一般家庭等を対象に、
令和6年12月(又は令和7年1月)にL Pガス料金の値引きをします。※

値 引 き 額

合計上限額 770円(税込)

- ※1 令和6年12月に上限額まで値引きをできなかったときは、令和7年1月に値引きを行うことがあります。
- ※2 消費税をかける前に、700円の値引きを行う場合もありますが、その場合、請求額(税込)に消費税分70円が加算されないことから、770円(税込)を値引く場合と同額です。
- ※3 令和6年11月30日までに、L Pガスの契約解除をした場合は、対象外です。
- ※4 原則、令和6年12月1日以降に、L Pガスの新規契約をした場合は、対象外です。
- ※5 令和6年12月中にL Pガスの新規契約をした場合、従前の契約で受けた値引き額と合計して、上限額770円(税込)になるまでの値引きを受けられる場合があります。
ただし、値引き状況を確認するため、新規契約時に、従前の契約に係る検針票等を提示いただきます。
(値引き状況が確認できない場合、値引きを受けることができません。)

- 本事業に関して、消費者である皆様ご自身でのお手続きや、各販売事業者へのお申込み等は不要です。
- 値引き額は、各販売事業者の検針票の料金明細等でご確認ください。

【お問い合わせ】 現在ご契約のL Pガス販売事業者、又は補助金センターまで

L Pガス料金激変緩和対策事業 補助金センター

〒321-0941 宇都宮市東今泉2-1-21栃木県ガス会館 (一社)栃木県L Pガス協会内

専用電話 : 028-689-9912 専用FAX : 028-689-9913

専用メール : tochigilpg-gekihenkanwa_4@uketsukeform.com

受付時間 : 午前9時～午後4時30分(土日・祝日除く)

■LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター ホームページ

https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa_4/



第4次LPガス
補助金HP